

大阪市企業人権推進協議会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、大阪市企業人権推進協議会という。

(事 務 局)

第 2 条 本会は、事務局を大阪市内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のため企業と関係行政機関、関係団体との相互連携を図るとともに、社会の構成員としての「企業市民」の立場から、人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)「公正採用選考人権啓発推進員」制度の理解徹底に関すること。
(2)企業内における、同和問題をはじめとする人権啓発活動の実施に関すること。
(3)基本的人権の尊重を基調にした就職の機会均等に関すること。
(4)人権問題に関する調査、研究及び情報・資料の収集に関すること。
(5)その他、本会の目的達成に関すること。

(協 力 機 関)

第 5 条 本会は、第 4 条の事業運営のため、次の各機関に指導並びに協力を求めることができる。
(1)市内公共職業安定所・市内労働基準監督署
(2)大阪府
(3)大阪市民政局・各区役所
(4)その他関係行政機関・関係団体等

(区 支 部)

第 6 条 本会は、各区ごとに支部を設置することができる。

第 2 章 会 員 等

(会 員)

第 7 条 本会の会員は、第 3 条の目的達成に賛同する、「公正採用選考人権啓発推進員」設置事業所など、大阪市内のあらゆる事業所をもって構成する。

(会 費)

第 8 条 本会会員から会費を徴収する。
2 徴収は事業所単位とし、一会員あたりの会費額は次のとおりとする。
従業員数が 50 名以下の事業所……年額 5,000 円
従業員数が 51 名以上の事業所……年額 7,000 円
3 市内に複数の会員事業所がある場合は、申し出により、事業所のうち一つを「代表事業所」とし、その他を「その他事業所」とすることができる。その場合の会費額は次のとおりとする。
代表事業所……年額 30,000 円
その他事業所……年額 5,000 円

第 3 章 本 部 幹 事

(本部幹事の選出)

第 9 条 本部幹事は、本部幹事・会計監査選出ローテーション表に基づき対象支部の推薦事業所を、総会で承認を得て選出する。
2 本会の運営に必要なと認める場合、会長の推薦により前項以外で本部幹事を置くことができるものとし、総会で承認を得て選出する。

(本部幹事の任務)

第 10 条 本部幹事は、正・副会長を補佐し、本会の企画・運営に当たる。

(本部幹事の任期)

第 11 条 本部幹事の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 12 条 本会に、次の役員を置く。
(1)会長 1 名
(2)副会長 若干名
(3)会計 1 名 (副会長兼務)
(4)会計監査 2 区支部

(役員を選出)

第 13 条 会長、副会長、会計は本部幹事の中から選出し、総会で承認を得る。
2 会計監査は、本部幹事・会計監査選出ローテーション表に基づき対象支部を総会で承認を得る。ただし、その任は支部長が担う。

(役員を任務)

第 14 条 役員は、本会を代表し組織の企画・運営に当たる。
2 会長は、本会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、本会の事業全体の運営にあたる。また、必要ときには会長の職務を代行する。
4 会計は、本会の会計事務を処理する。
5 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員を任期)

第 15 条 役員は、任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
2 役員は、任期終了後又は辞任後も新たに役員が選任されるまで、引き続きその任務を行うものとする。

第 5 章 総 会

(総会の種類)

第 16 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
2 定期総会は、毎年 1 回とする。
3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、招集することができる。

(総会の議決方法)

第 17 条 総会は、会員の代表による代議員制とする。
2 総会の議長は、総会において本部幹事から選出する。
3 本部幹事及び区支部幹事が代議員として会員を代表し議決権を行使する。
4 総会の議事は、出席代議員の過半数の承認により決定する。

(総会の議決事項)

第 18 条 総会は、次の事項を議決する。
(1)規約の改廃に関すること。
(2)事業計画及び事業報告に関すること。
(3)本部幹事会の役員承認及び選任。
(4)予算及び決算に関すること。
(5)その他、総会及び本部幹事会で必要と認められた事項に関すること。

第 6 章 本 部 幹 事 会

(本部幹事会)

第 19 条 本部幹事会は、本会の執行機関で、本部幹事及び支部長で構成する。

(本部幹事会の開催)

第 20 条 本部幹事会は、会長が招集し年 5 回定期的に開催する。ただし、5 月は支部長を除く。
2 会長は、必要に応じて臨時に招集することができる。

(本部幹事会の役割)

第 21 条 本部幹事会は、本会の企画・運営に関することを審議する。

(支部長の任務)

第 22 条 支部長は、本部幹事を補佐し、本会の企画・運営に当たる。
2 区支部の代表として、必要に応じ本部幹事会で意見を具申する。

(本部幹事会の議決事項)

第 23 条 本部幹事会は、次の事項を議決する。
(1)総会の議決した事項の執行に関すること。
(2)総会に付議すべき事項に関すること。
(3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
2 会議の議事は、出席者の過半数の承認により決定する。

第 7 章 委 員 会

(委員会等の設置)

第 24 条 本会は、その運営に必要なと認める場合、本部幹事会の承認を得て、委員会等を置くことができる。

第 8 章 事 務

(経 費)

第 25 条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入金をもってこれに充てる。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(委 任)

第 27 条 本規約の施行について必要な事項は、本部幹事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 2000年7月19日 規約制定
2. 2002年3月26日 一部改正
3. 2002年6月17日 一部改正
4. 2003年6月12日 一部改正
5. 2010年5月13日 一部改正
6. 2015年5月13日 一部改正
7. 2018年5月22日 一部改正
8. 2019年5月14日 一部改正